

府中市重層的支援体制整備事業 実施計画

(令和 8 年度～令和 1 1 年度)

令和 8 年 3 月
府中市

目次

第一章	計画策定にあたって	3
1	計画策定の背景・経緯.....	3
2	計画の位置づけ.....	4
3	計画期間.....	5
第二章	重層的支援体制整備事業の概要	6
第三章	重層的支援体制において実施する事業	7
1	相談支援.....	7
2	参加支援.....	10
3	地域づくりに向けた支援.....	11
第四章	支援会議と重層的支援会議.....	13
第五章	計画の点検・評価	14
参考資料		15

第一章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・経緯

日本における地域福祉の推進は、国の社会保障政策の変遷とともに着実に進展してきました。特に、少子高齢化や人口減少に伴う社会構造の変化、家族の形態の多様化、コミュニティの希薄化などが進行する中で、住民一人ひとりのニーズに応じた支援の提供が求められるようになりました。その中で、従来の福祉施策ではカバーしきれない複雑かつ重層的な課題を解決するための新たな支援体制の構築が必要とされています。

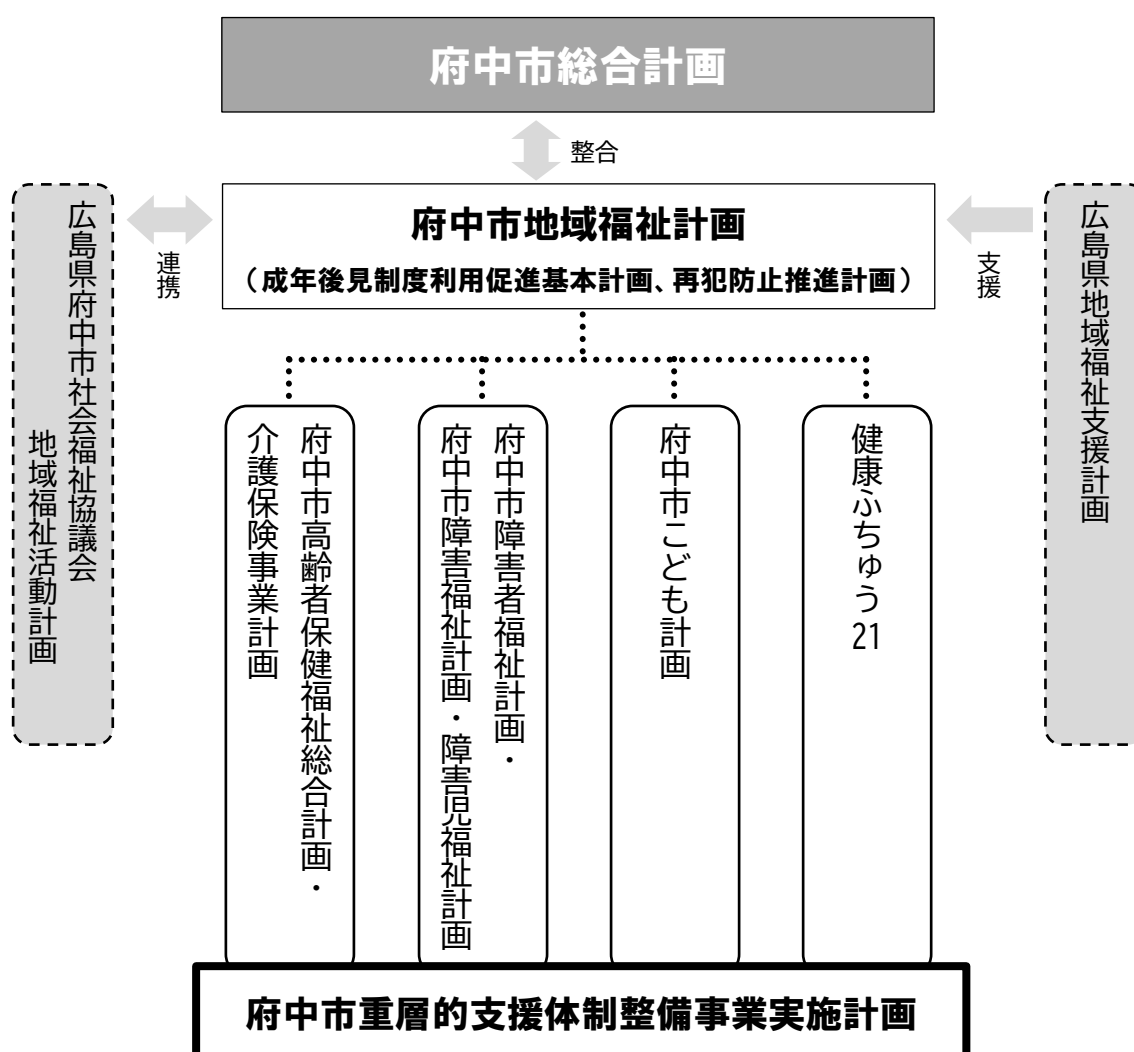
令和 2 年には社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業が新たに制度化されました。この背景には、個別の制度や分野ごとに対応していた従来の支援体制では、複合的な課題を抱える住民に十分な対応が難しいという認識がありました。地域住民が抱える課題は複雑化しており、例えば高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者といった分野を横断して支援する必要性が強まっています。重層的支援体制整備事業は、こうした課題に対応するため、住民主体で支援体制を構築し、地域全体で支え合う仕組みを目指すものです。

このような国の制度の変遷を背景に、地域の特性を活かしながら課題に対応できる支援体制の整備が求められています。本計画は、地域住民の多様なニーズに応じ、包括的かつ柔軟な支援を提供するための方針を明確化し、地域住民が安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

2 計画の位置づけ

「府中市重層的支援体制整備事業実施計画」は、社会福祉法第 106 条の5に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

本計画は、府中市総合計画、府中市地域福祉計画との整合性を図り、各福祉分野の計画において定める高齢者、障害者、こども、生活困窮者、その他関連分野に関する基本方針を踏まえて策定します。



3 計画期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画の期間とし、令和12年度以降は地域福祉計画と一体的に策定するものとします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
重層的支援体制 整備事業実施計画							令和8～11年度			
地域福祉計画	第3次					第4次(令和7～11年度)				
総合計画	第5次									
高齢者保健福祉総 合計画・ 介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期			第10期		
障害者福祉計画	第3期						第4期			
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期 第1期	第6期 第2期			第7期 第3期			第8期 第4期		
子ども・子育て支 援事業計画 (令和7年度以降は こども計画)	第2期					第3期				
地域福祉活動計画	令和2～6年度					令和7～11年				

第二章 重層的支援体制整備事業の概要

安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、高齢者・障害者・子育て世帯など、市民の日常生活で発生する課題を身近な地域で受け止める相談支援体制が必要です。近年、地域住民の課題は複雑化・複合化が進んでおり、分野を横断した迅速な支援体制が求められています。

特に、複雑化・複合化した課題を抱える人は、社会的に孤立していたり、自分から相談することが難しい場合もあることから、あらゆる関係機関と連携し、包括的な相談支援やアウトリーチの支援、社会参加の支援等を一体的に実施する「重層的支援体制」の整備に取り組みます。

【複雑化・複合化した課題の例】

私も高齢なのに家で介護をしなくちゃいけない。
でも、誰にも頼れない…



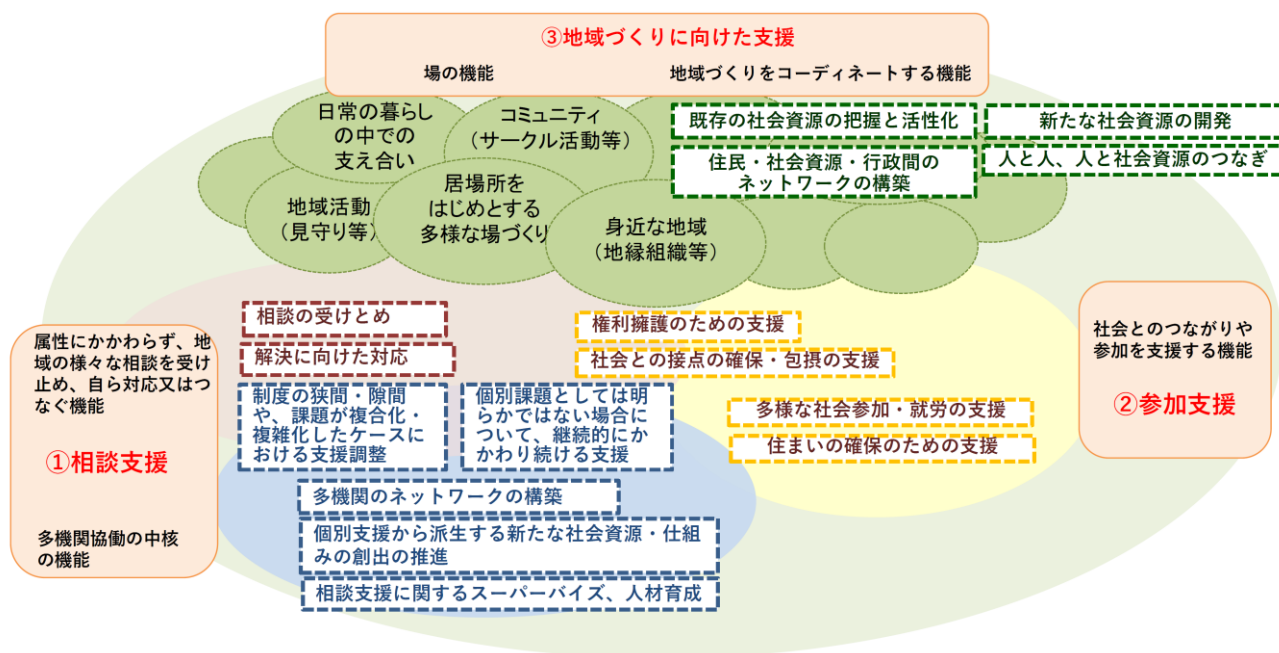
ひきこもったまま50代になった子どもと、80代の親の世帯。
この先どうやって生活すれば…



家族のお世話が大変で、勉強にも集中できないし、遊ぶ時間もない。
私が頑張らないといけないのに…



【重層的支援体制のイメージ】



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について」

第三章 重層的支援体制において実施する事業

1 相談支援

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において相談を受け止め、複雑化・複合化した事例については、各分野の相談支援関係者へつなぐ多機関協働事業により、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を円滑に連携することを目指します。長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援します。

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮といった様々な分野の相談支援事業者が、相談者の属性や年齢、相談内容を問わず幅広く相談を受け止め、適切な関係支援機関と連携し、必要に応じてつなげる役割を果たします。特に複雑で複数の課題が絡み合った相談については、多機関が協力する仕組みにつなぎ、連携を図りながら支援を進めていきます。

ア 地域包括支援センター運営事業

支援対象	65歳以上の高齢者及びその家族等
実施体制	【直営】府中市地域包括支援センター 【直営】サブセンター（2カ所） 【委託】ランチ（7カ所）
所管課	福祉課

イ 障害者相談支援事業

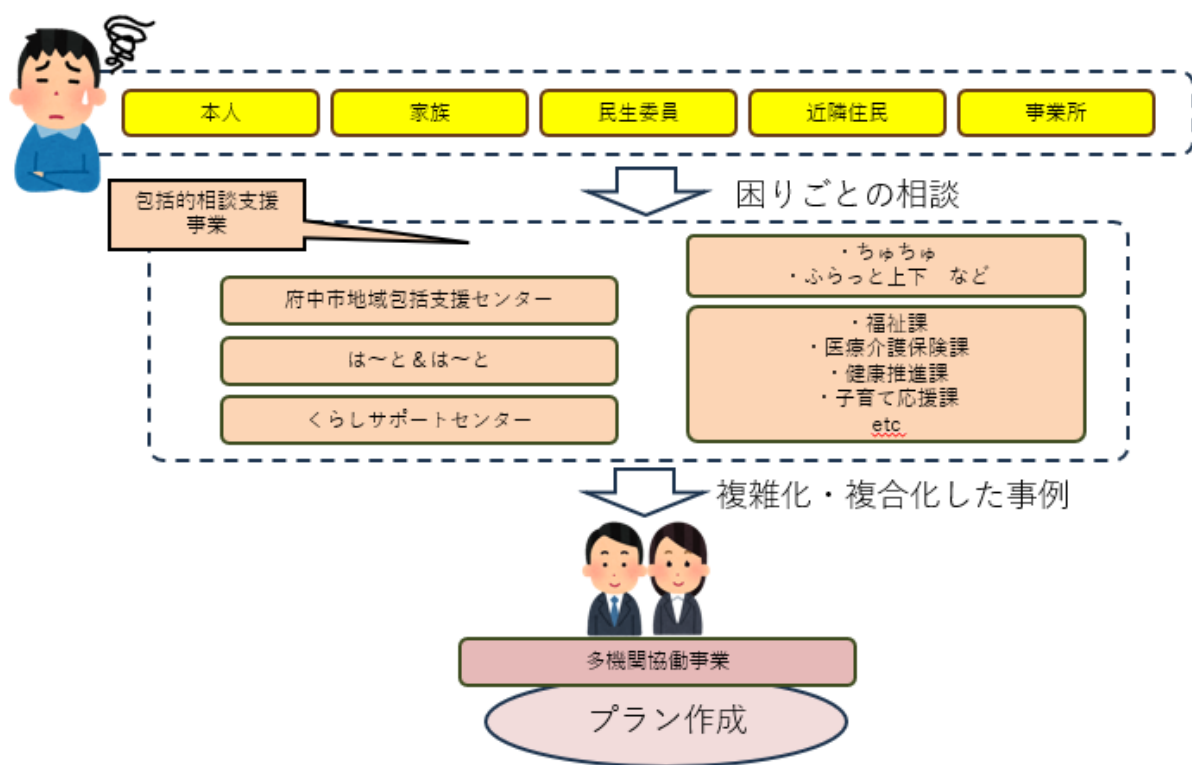
支援対象	障害のある人及びその家族等
実施体制	【委託】府中地域障害者生活支援センター
所管課	福祉課

ウ 利用者支援事業

支援対象	子ども及びその保護者、家族等
実施体制	【直営】子育てステーションちゅちゅ 【直営】子育てステーションふらっと上下 【直営】府中市立下川辺保育所 【委託】国府地域子育て支援センター
所管課	子育て応援課

エ 自立相談支援事業

支援対象	生活に困窮している人や生きづらさを抱える人及びその家族等
支援機関	【委託】 暮らしサポートセンター
所管課	福祉課



(2) 多機関協働事業

多機関協働事業では、複雑かつ多面的なケースに対する調整役としての役割を担います。支援関係機関の役割分担や支援の方向性を明確にし、関係機関間の連携をスムーズに進めるための調整を行います。

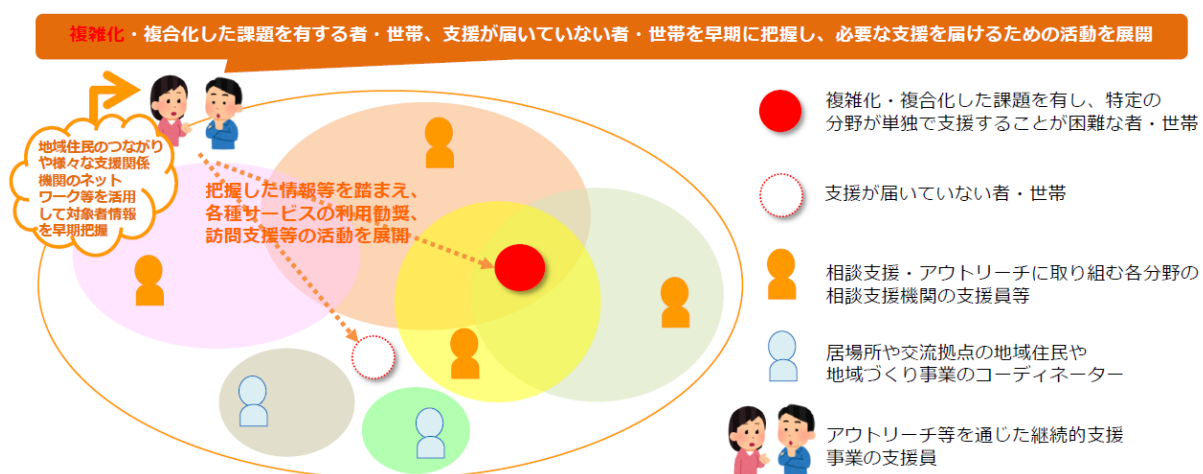
庁内各分野の相談窓口では包括的な対応を行い、一旦相談内容を受け止める一次相談を実施します。その後、複数の機関による調整が必要なケースについては、多機関協働事業へとつなぐ仕組みを構築します。

実施体制	【直営】 高齢者・障害者支援ネットワークを活用
所管課	福祉課

(3)アウトリーチを通じた継続的支援事業

支援が行き届いていない人々を把握するために、支援関係機関や地域住民との連携を深め、地域とのつながりを構築します。また、信頼関係を築くことを目的に、丁寧で時間をかけた働きかけを行い、支援が必要な人に適切な支援が届くよう努めます。

実施体制	【委託】地域支え合い事業
所管課	福祉課



資料：厚生労働省「重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー」

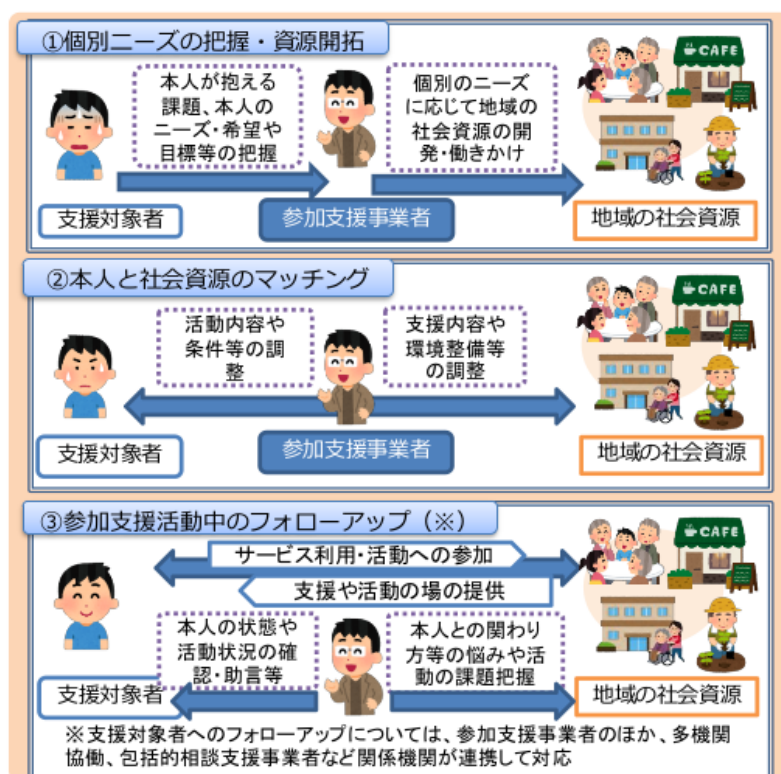
2 参加支援

介護・障害・子ども・困窮等の既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行い、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する参加支援事業を実施します。長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行います。

(1) 参加支援事業

現在の制度では対応しきれないニーズに対して、地域にある社会資源を調整・活用するとともに、新たな社会資源の開発を行い、社会との結びつきを築きながら社会参加へとつなげます。また、既存の社会資源の調整や活用を進めつつ、新しい社会資源を創出し、それらを活用した支援メニューを充実させます。さらに、地域や想定される受け入れ先となる企業・団体などと連携を構築し、受け入れの定着を促進する支援やフォローアップも行います。

実施体制	【委託】ひきこもり支援事業
所管課	福祉課



資料：厚生労働省「重層的支援体制整備事業における各事業の支援フロー」

3 地域づくりに向けた支援

地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざします。住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくりや、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネートを行います。

(1) 地域づくり事業

従来からの地域づくりの取り組みを活用しながら、地域の資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えた交流の場や居場所を整備し、多様な地域活動が生まれやすい環境を整えます。また、各拠点で把握した課題を適切な相談や活動の機会につなげます。さらに、分野ごとに行われている地域づくりの支援を統合的に実施し、地域資源の開発や地域生活の課題解決に向けた支援を展開します。

ア 地域介護予防活動支援事業

事業内容	・ 住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進 ・ 地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組の推進
実施体制	【委託】ふれあいいきいきサロン事業 【委託】元気もりもり体操
所管課	健康推進課

イ 生活支援体制整備事業

事業内容	・ 生活支援コーディネーターを設置し、多様な地域の生活支援及び高齢者の社会参加の場の創出の取組 ・ 高齢者支援の展開から、世代や属性を超えた多様な生活活動を生み出すための地域づくりの推進
実施体制	【委託】生活支援コーディネーター配置 府中地域 1名 上下地域 1名
所管課	福祉課

ウ 地域活動支援センター事業

事業内容	障害者等への創作的活動又は生産活動の機会の場を提供
実施体制	障害者相談支援事業と一体的に実施
所管課	福祉課

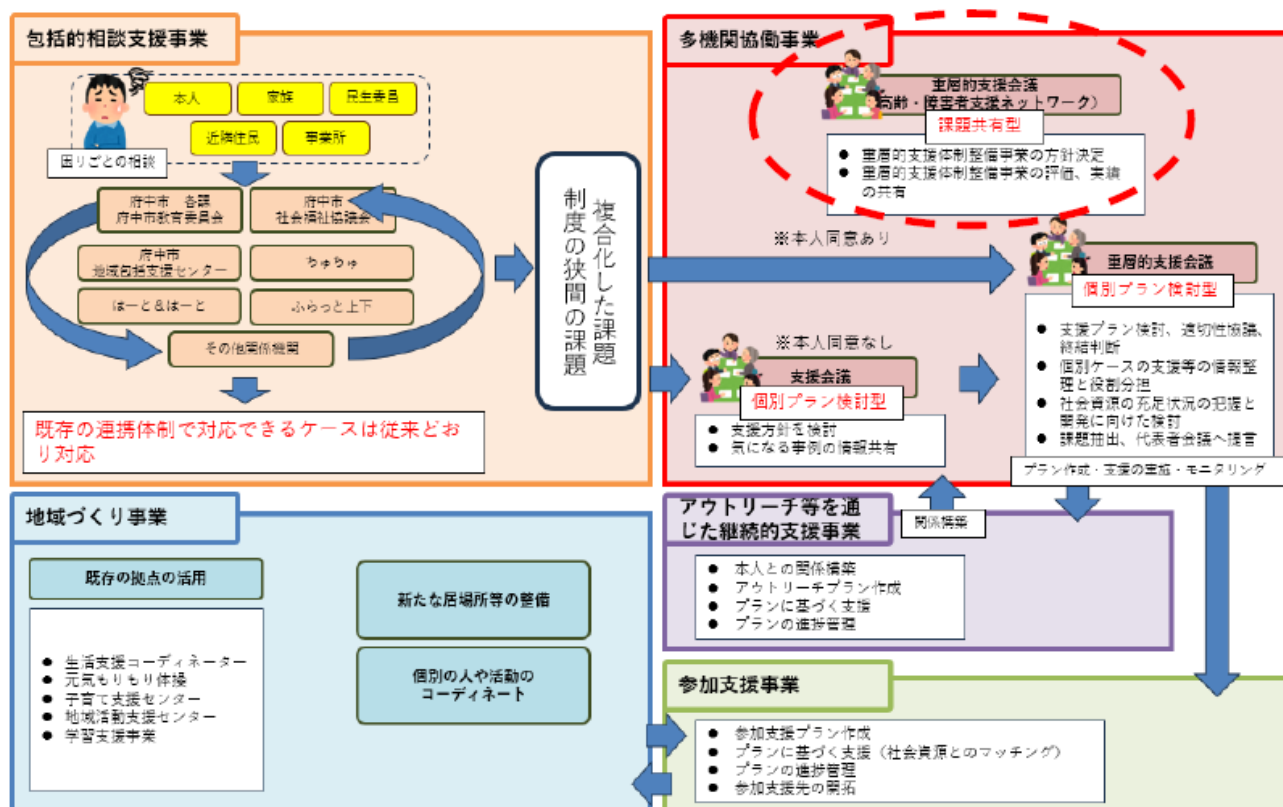
エ 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育てに関する講習等を行う
実施体制	【直営】 子育てステーションちゅちゅ 【直営】 子育てステーションふらっと上下 【委託】 国府地域子育て支援センター 【委託】 キッズランド MOMO（和光園地域子育て支援センター）
所管課	子育て応援課

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事業内容	地域の見守り活動等の補佐を行う「民生委員児童委員協力員」を配置し、民生委員・児童委員活動を通じて、共助の地域づくりに助力
実施体制	民生委員児童委員協力員制度の実施
所管課	福祉課

重層的な支援体制（全体図）



第四章 支援会議と重層的支援会議

本事業を効果的に実施するには、多職種による連携や多機関の協働が重要であるため、会議を通して支援に向けた円滑なネットワークづくりを行います。

(1) 支援会議

社会福祉法第106条の6の規定により、会議の構成員に守秘義務が課せられる会議です。本人の同意が得られていない場合でも、支援関係機関同士で必要な情報共有や支援方針の検討を行うことを可能にすることにより、支援が届いていない人に、より一層適切な支援を届けられるようにします。

(2) 重層的支援会議

本人の同意に基づき、必要な支援体制の検討のために関係機関の役割分担、支援の方向性の共有を図るものです。

また、不足している社会資源の充足や開発に向けた協議の場として、こころの支援ネットワーク会議の個別ネットワークを基本とした会議体を活用します。

	支援会議	重層的支援会議
目的	本人の同意が得られない時に、必要な支援体制に関する検討を行う	本事業による支援を、適切かつ円滑に実施するために行う
主催部署	福祉課	福祉課
会議内容	複雑化・複合化した課題を抱える人に対して、適切な支援を図るための情報共有、支援体制の検討等	(個別プラン検討型) 支援者によるプラン作成やプラン終結時等の評価 (課題共有型) 個別ケースの確認・共有、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等

第五章 計画の点検・評価

本計画の着実な推進を図るため、進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の改善（Action）を行う一連の流れのことです。本計画においては、PDCAサイクルを行うことで、計画の目標達成に向けた実効性を確保するとともに、地域福祉に係る取り組みの効果を検証し、必要な施策を行いながら進めていきます。



【KPI】

評価項目	現状値	目標値（令和 11 年度末）
重層的支援会議の開催回数	—	4 回

参考資料

事業一覧

支援	事業	事業の概要		
相談支援	包括的相談支援事業	高齢	「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	府中市地域包括支援センター
		障害	「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号）に定める相談支援事業	障害者生活支援事業（府中地域障害者生活支援センターは～と&は～と）
		子育て	「利用者支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 1314 号、こ支虐第 122122 号、5 文科初第 25942594 号）に定める利用者支援事業	利用者支援事業（ちゅちゅ、国府地域子育て支援センター、ふらっと上下、下川辺保育所）
		困窮	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号）に定める生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業（府中市くらしサポートセンター）
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域支え合い事業		
	多機関協働事業	【課題共有型】 高齢・障害者支援ネットワーク（こころの支援ネットワーク） 【個別プラン検討型】 重層的支援会議 支援会議		
参加支援	参加支援事業	ひきこもり支援事業		
地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	高齢	「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業	ふれあいいきいきサロン 元気もりもり体操
			「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
		障害	地方交付税により措置する基礎的事業及び「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業	ピアサロンを地域活動支援センター事業の基本型として位置づけ
		子育て	「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 113 号）に定める地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業（ちゅちゅ、ふらっと上下、国府地域子育て支援センター、キッズランド MOMO（和光園地域子育て支援センター））
		困窮	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める生活困窮者支援等のための地域づくり事業	民生委員児童委員協力員制度

